

調達管理番号・案件名

24a00917_マラウイ国水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画策定プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年2月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	0	<p>UNICEF、IRC等の国際機関が、アフリカ向けのWASH施設の設計・建設・維持管理マニュアル等を、過去数次にわたって作成しており、相当種類のもので既に存在している。そのうちの一部はマラウイ向けにも改編ないし編集されており、すでに複数のものについて、何等かのレベルでの政府「承認」もなされているものと承知している。また、南アジア、東南アジアの洪水多発国・地域向けには、防災の視点を加味した同種のWASHマニュアル、ガイドラインも同様に作成されている。とすると、今般案件において、「水系感染症および洪水に対し強靱な水・衛生施設および水・衛生サービスに係るガイドライン」の「策定」そのものは、以上を踏まえれば、straightforwardなものであり、それほど労力・時間を要するものとは思われない。また、「援助受け入れ大国」における各ドナー・マラウイ省庁の関係性からは、その「承認」そのものも、難易度の高いものとは想像できない。WASHに限らず、マラウイにおける開発課題・問題は、制度やガイドラインの存在や承認そのものにあるのではなく、それらにかかる自律的実行の“不可能性”(ないしsustainability)に集約されるのではないかと考えられる。案件の目的そのものの根幹について、この点にかかるJICAの見解をお聞かせいただきたい。</p>	<p>「自律的実行の“不可能性”(ないしsustainability)」が重要な課題であることはご指摘のとおりです。このため、公示においても、特に提案を求める事項のNo.2に、ガイドラインが実際に活用されるための方策案をプロポーザルにてご提案いただくこととしております。</p> <p>ガイドラインの策定そのものにそれほど労力・時間がかからないか、また承認の難易度に関しては、具体的な指標がなく基準が主観的なものにならざるを得ないと考えますので、回答を差し控えますが、既存のマニュアルや指針等を大いに参照いただく効率的な業務実施方法を、各社のご経験とご判断にて、プロポーザルにおいてご提案ください。</p>
2	7	1. 企画・提案を求める水準	<p>「…(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。」との指示があります。企画競争説明書p.27 4.事業の枠組み(事前評価表も同様)においては、「プロジェクト目標(Project Purpose)」はなく、事業完了後3年以内に達成されるべき「アウトカム(Outcome)」が規定されています。これに関して、実施方法及び作業工程はプロジェクト実施期間(契約期間)内のものでご提案することで問題はないでしょうか。</p>	<p>実施方法及び作業工程について、プロジェクト実施期間(契約期間)内のものでご提案いただくことで問題ございません。</p> <p>本案件は「開発計画調査型技術協力」のため、アウトプットが通常の技術協力プロジェクトでの「成果」となっています。プロジェクト実施期間内における成果1～3の達成に向けて、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程をご提案ください。</p> <p>なお、アウトカムはアウトプットを達成することにより発現が期待される効果で、本案件では事業完了後3年以内を目標としますが、アウトプット(成果)は、このアウトカムが事業完了後3年以内に発現できるようになるように組み立てていただく必要があります。</p>
3	10	(3)優先プロジェクトの実施促進	<p>現況調査の対象地域は、中部および南部地域の「約20の県/都市」とありますが、これはCentral Region(中部地域)とSouthern Region(南部地域)に位置する全ての地方自治体(市(City)、ムニシパリティ(Municipality)、県(District))を調査対象とするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的にCentral Region(中部地域)とSouthern Region(南部地域)の全地域を対象としますが、具体的な調査対象地については、洪水やサイクロンの被害やコレラ患者の発生などの状況に鑑み、プロジェクト開始後にカウンターパートとなる先方政府機関と相談のうえ、現実的かつ有用な対象地をマラウイ側とプロジェクトにて決定することとなる考えです。</p>

4	16	【2】特記仕様書(案)、第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務	活動2-6で実施するコミュニティへの啓発活動は、企画競争説明書のページ11のパイロット事業における取組の例に記載されているとおり、パイロット事業サイト(3~5のパイロット事業実施サイト)のコミュニティを対象に実施する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、活動2-6で実施するコミュニティへの啓発活動は、選定された3~5のパイロット事業実施サイトのコミュニティを対象とします。
5	16	パイロット事業対象地で実施するトレーニングの想定規模	研修対象者として、同地域の自治体組織(防災、保健含む)や水道事業体、コミュニティとありますが、参加者への日当・宿泊費・交通費はプロジェクトの負担となるか、発生しないかを教えて頂きたい。また、プロジェクト負担となる場合、日当、宿泊費、交通費のそれぞれ単価を教えて頂きたい。	参加者への日当・宿泊費・交通費の支給は想定しておりません。
6	18	(3)その他、②ベースライン調査、⑤エンドライン調査	ベースライン調査およびエンドライン調査の金額は本見積に含めるのでしょうか。定額計上扱い(本プロポーザル提出時の見積には含めない)になりますでしょうか。	ベースライン調査およびエンドライン調査の金額も本見積に含めてください。定額計上ではありません。
7	18	②ベースライン調査	「受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、…」との指示がありますが、本事業においてはプロジェクト目標ではなく、事業完了後3年以内に達成されるべき「アウトカム(Outcome)」が規定されています。従い、本件については事業完了後3年以内に達成されるべき「アウトカム(Outcome)」についての指標を設定することでよろしいでしょうか。また、本件契約終了後のモニタリングについて(提案・構築支援はするもの)実際のモニタリングの実施は本契約の対象外と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	質問No.2への回答のとおり、本案件は開発計画調査型技術協力のため、プロジェクト目標の記載がありません。これを踏まえ、成果1で実施する現況調査をベースライン調査とし、エンドライン調査はパイロット事業の成果を評価するものとしてプロジェクト終了約半年前に実施します。したがって、ベースライン調査については、「アウトカム(Outcome)」についての指標ではなく、パイロット事業の成果・効果を評価するための指標を設定ください。モニタリングについては、設定する指標をモニタリングするものとし、本契約の対象とします。
8	18	⑤エンドライン調査	「プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価…」のご指示ですが、本事業に関してはプロジェクト目標ではなく、事業完了後3年以内に達成されるべき「アウトカム(Outcome)」が規定されています。しがたい、プロジェクト終了約半年前に行うエンドライン調査ではアウトカムの達成状況の把握が必ずしも十分なものとならないと考えられますが、この辺りはいかがお考えでしょうか。	No.7の回答のとおりです。
9	18	(3)その他、②ベースライン調査、⑤エンドライン調査	ベースライン調査およびエンドライン調査で状況を確認する本プロジェクトの成果とプロジェクト目標とは、案件概要表「4. 事業の枠組み」に記載されているインパクト、アウトカム、アウトプットを指すのでしょうか。	No.7の回答のとおりです。

10	21	【2】特記仕様書(案)、第6条 再委託、1. 水質分析	水質分析の調査対象は生活用水となっていますが、既存の給水施設の水源も調査対象に含めてもよろしいでしょうか。また、水質分析の対象数量として設定されている800サンプルの内訳を教えてください{例:中部、南部の20市 x 5つの既存給水施設(ハンドポンプ井戸、上水道施設) x 2回(雨期、乾季) x 8世帯が利用する給水施設の水質サンプル(あるいは各世帯の保管用のジェリ缶からの採水?) = 800サンプルのようなイメージでしょうか?}	数量は800サンプルではなく、80サンプルに訂正します。申し訳ございません。20県/都市で各4サンプル程度(1サンプルあたり水質分析項目10項目程度)を想定していますが、サンプル数、項目等の内訳は現地の状況に応じて検討ください。必要に応じて、既存給水施設の水源も調査対象として構いませんが、すでに先方が水源の水質データを所持している場合は、その確認に留めても良いと考えます。コミュニティの課題を抽出するために適切なサンプリング地点を選定してください。
11	34	(参考)別途派遣する専門家等の業務内容	本事業の結果を研究成果として発信、論文執筆といった業務内容が記載されていますが、これは本件を実施するコンサルタントとの共同執筆をお考えでしょうか。また、これらの実施に関して、特別に本事業を実施するコンサルタントに期待されている作業・インプット等ありましたら、ご教示ください。	「別途派遣する専門家等」が本事業の結果を研究成果として発信するに当たり、データとりまとめ、地図や図表、発表資料の作成、論文原稿の執筆等の主な作業は、同専門家等が行います。ただし、必要に応じて追加データ、一部の地図作成や写真の提供をコンサルタントによるインプットとして期待します。また、研究成果の発信の際には、基本的にカウンターパートおよびコンサルタントとの共同執筆とさせていただきたいと考えます。したがって、共同執筆者となるコンサルタントメンバーには、発表資料や論文内容(査読後修正を含む)のご確認・必要に応じた修正及び詳細情報の提供をお願いしたいと考えます。
12	38	2. 業務実施の条件(5)対象国の便宜供与(38ページ)/4. 見積書作成にかかる留意事項(39ページ)	貴機構からの便宜供与について: (1)プロジェクト管理車両の提供はありますでしょうか?ない場合は、レンタカーの備上で対応してよろしいでしょうか?(運転手+ガソリン代+維持管理等の経費についてご教示ください) (2)執務スペース・家具・事務機器・Wi-Fi・ICTツールの調達費用はプロジェクト側で賄うのでしょうか? (3)広報啓発・講習、疫学調査等活動については、基本的にはC/P側の費用とするものの、現地業務の過程で費用を賄うべき事項が想定される場合、プロジェクト予備費での計上をしてもよろしいでしょうか。	(1)プロジェクト管理車両の提供はありません。レンタカーの備上で対応をお願いします。 (2)「執務スペース、家具:無」は「有」の誤りです。申し訳ございません。事務機器、Wi-Fi、ICTツールはプロジェクト負担として計上ください。 (3)見積項目は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に則してお願いいたします。
13	38	(5)対象国の便宜供与	カウンターパートの配置が有とあるが、カウンターパートへの日当、宿泊費、交通費は相手国負担という理解でよいか。プロジェクト負担の場合、それぞれ単価を教えてください。	カウンターパートへの日当、宿泊費、交通費は相手国負担として詳細計画策定調査のミニッツにおいて確認しています。プロジェクト開始後にこの点について状況の変化が生じる場合は、JICAとご相談をお願いします。
14	38	(5)対象国の便宜供与	執務スペースが無とあるが、詳細計画策定調査では「JICA調査団の執務スペース(プロジェクトオフィス)の提供」があるとなっている。提供されない場合、当該費用を別見積扱いで、定額計上の金額をご教示頂きたい。	No.12 で回答のとおりです。
15	40	(4)定額計上について	定額計上の水質分析の金額はサンプリングも含めた水質分析の金額でしょうか?	公示に記載のとおり、水質分析は再委託を想定しています。サンプリングも含めた金額で計上してください。

以上

